

工事検査ワンポイントアドバイス 「R4年度の工事検査事例から」

工事検査通信 No.80

発行： R5年5月22日

出納局 工事検査課



今年度もよろしくお願いします。昨年度の検査を振り返って特に気になった点について教えてください。

よろしくお願いします。幾つかありますが、まず基本に立ち返って、「施工計画書」についてお話があります。



「施工計画書」は、我々検査員が検査に入って、まず最初に見せていただく書類となりますが、どんな点が問題となっているのでしょうか？

「施工計画書」は、工事受注者が施工方法や手順、施工管理や安全管理の方法など、工事を行うにあたって把握・管理すべき内容を定めた書類です。問題点は、施工計画書の内容を受注者、発注者双方ともよく確認しておらず、工事の内容を適切に反映していなかったことです。



施工計画書の記載事項は、拘束力を持たないのではないかと意見もあるようです。

施工計画書は、受注者がその責任において定めるものであるもので、その記載事項は、土木工事共通仕様書に示されているとおり、拘束力を持ちます。

したがって、工事実施状況が施工計画書の記載事項と異なる場合は「契約不適合」となります。「工事内容変更伺い」等で新たな工種、工法が生じた場合も、その変更事項について提出する必要があります。



受注者と発注者の各担当者が確認することで不適合工事の防止にもなりますね。他にはありますか？

はい。「指定」と「任意」について、よく理解していない発注者、受注者がいるということです。「指定」とは、設計図書で指定したとおりに施工を行い、出来形管理、品質管理を行います。また、竣工検査時に確認出来なくなくなる場合は、中間検査等で出来形、品質を確認する必要があります。一方、「任意」とは、検査の対象とはなりません。施工方法、現場管理は、受注者の責任で決定し、実施します。





どんな点に問題があったのでしょうか？

はい。設計図書における「指定」事項があいまいになっていた事例がありました。「任意」であっても設計図書に、発注者が想定する設計条件を明示する必要があります。（水替工であれば、締切水位、単位排水量等）

「任意」は基本的に設計変更の対象となりませんが、当初明示した条件である「指定」事項に変更があった場合には、設計変更の対象となることも忘れてはなりません。



ありがとうございます。その他、年度初めに皆様に周知したい件があると聞きましたが。

はい。今年3月に当課ホームページでお知らせしましたが、令和5年度から、工事成績評定の一部を改正しました。主な改正内容は、考査項目の見直しに加え、「既済検査の工事成績評定の廃止」及び「検査種類毎の評定方法の改定」です。

工事検査を効率的に実施し、受発注者の検査時の負担軽減を図るため、既済検査の工事成績評定を廃止するとともに、一部竣工時における評定は施工途中段階の評価として取扱い（暫定の工事成績）、竣工時に工事全体を一括して評価する方法に改めます。



検査の効率化と受発注者の負担軽減が図れますね。本年度も、引き続きよろしくお願いします。

●本日のポイント

施工計画書記載事項は、設計図書と同じく拘束力を持つので、受注者、発注者双方ともよく確認しましょう。「指定」と「任意」の違い、「任意」であっても設計図書に発注者が想定する条件は明示する必要等、それぞれの使い分けにも注意しましょう。今年3月に工事成績評定の一部を改正しました。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：唐井(からい)検査員



：渋井(しぶい)検査員